

八王子市立清水小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉 いじめ防止対策推進法 (H25)
いじめ防止等のための基本的な方針 (H29 改定)
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29)
不登校重大事態に係る調査の指針 (H28)
- 〈都〉 東京都いじめ防止対策推進条例 (H26)
東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26)
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉 いじめを許さないまち八王子条例 (H29)
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

八王子市立清水小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る」との認識のもと、児童の変化や言動等にアンテナを高くするとともに、教育委員会や家庭、地域と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決の取組を徹底する。

〇令和7年度の重点項目

- ・いじめに対する組織的な対応、及び教員一人一人のいじめへの理解と対応能力の向上
- ・人権尊重、生命尊重の教育の充実

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

〇心の教育の充実

- ・「いじめを絶対に許さない」という認識の徹底
- ・自他を大切にできる心の養成
- ・自らあいさつができる心の育成

〇いじめ防止のための時間「ほっとたいむ」の充実

〇SNSによるいじめに対する取組

- ・「SNSについて考える日」の充実

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日 14時50分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、特別支援専門員、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断

いじめ対応の流れ

- ①管理職及び学校いじめ対策委員会への報告
- ②学校いじめ対策委員会にて対応の検討
- ③当該児童両者への聴き取りと保護者への連絡
- ④学校いじめ対策委員会での情報共有と今後の対応の検討・全職員での情報共有
- ⑤当該児童への指導と両保護者への連絡・報告
- ⑥全職員による見守り及び、必要に応じてSCによる観察・面談
- ⑦見守り期間経過後、学校いじめ対策委員会にていじめ解消の判断

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月3日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
いじめの定義についての共通理解・確認
- 9月3日 「重大事態の理解と対応」
事例研修
- 1月8日 「いじめへの組織的な対応」
事例研修

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 低学年 (道) 「くみの木と小とり」 親切・思いやり
(学) 「友だちのよいところをみつけよう」
- 中学年 (学) 「いじめ防止ポスターをつくろう」
(道) 合い言葉は「話せばわかる」 相互理解
- 高学年 (道) 心に通じた「どうぞ」のひとこと
親切・思いやり
(学) 「いじめ防止ポスターをつくろう」

SOSの出し方に関する授業

- 低学年 (道) 「忘れられない笑顔」 善悪の判断・自律
- 中学年 (道) 「みんなの学校なのに」
(道) 「いっしょにわらっちゃだめだ」
善悪の判断・自律
- 高学年 (保) 「不安やなやみがある時に」

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 低学年 (道) 「たんじょう日」 生命の尊さ
- 中学年 (保) 「健康というたからもの (心と体)」
(道) 「わたしのみつけた小さなしあわせ」
生命の尊さ
- 高学年 (道) 「たった一つの命だから」 生命の尊さ

児童の自己肯定感を高める取組

- 低学年 (道) 「ええところ」 個性の伸長
(学) 「ぼくのわたしの自慢大会をしよう」
- 中学年 (道) 「じゃがいもの歌 (自分の良さ)」
個性の伸長
(学) 「がんばった会をしよう」
- 高学年 (総) 「自分発見」
(学) 「がんばり発表会をしよう」

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。